

# 宍粟市手話施策推進方針 実施状況

(令和5年3月末時点)

評価基準	区分	評価内容	実施率
	A	計画通りに実施できている	80~100%
	B	概ね実施できているが、検討の余地有	60~80%
	C	実施無し又は事業の見直しが必要	60%以下

施策1	手話に対する理解及び手話の普及
施策の方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動</li> <li>(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり</li> <li>(3) 市職員に対する手話の理解・普及</li> <li>(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催</li> </ul>

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(1)	①しろうチャンネルを用いた手話啓発動画の製作・放送	障害福祉課	啓発動画をしろうチャンネルで放送し、広く市民へ手話への理解を広げる。 ①しーたん手話講座の製作・放送 ②聞こえの仕組みや聴覚障害への理解を深める動画の製作・放送	製作数（しーたん） 製作数（聞こえ等） その他	2 2	0 0 1	C	ろうあ協会、手話サークル連絡会の協力により、手話言語の国際デーの啓発等動画を作成し、しろうチャンネルで放送。
	②広報しろう「手話ワンポイントレッスン」の定期掲載	障害福祉課 広報情報課	日常でよく使用する手話を「広報しろう」に掲載 ・掲載回数：12回/年	・掲載回数 ・掲載数（手話）	12 12	10 10	A	手話ワンポイントレッスンは、スペースがある月は掲載してもらう。手話言語の国際デー啓発イベント等に合わせ特集記事の掲載を検討する。
(2)	①学校園所等を対象とした手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	市内学校園所、手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣し手話教室を実施 ・2時間/回	・実施回数（小・中） ・実施校数（小・中） ・実施回数（その他） ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	15 15 3 250 80% 80%	6 6 1 202 97% 97%	B	・市内学校に対し手話教室を案内。 ・校長会での依頼については、教育委員会との調整の結果、R5.4に行うことが決定している。 ・小学校1、その他1でコロナウイルス感染症の影響で事業中止あり。 ※小学校2校、中学校4校
			聴覚に障害のある児童が在籍している学校に対して、複数回プログラムで手話教室を実施 ★プログラム作成のため、教育委員会及び学校と調整（試験的实施及び評価・検証）	・実施校数 ・実施回数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） ・受講者数	2 6 80% 80% 91	2 4 99% 99%	A	①対象児への手話指導 1回 ②通常学級での手話教室 3回
	②はじめての手話教室の実施	障害福祉課	手話に興味のある市民を対象に聞こえや聴覚障がい理解を深める教室を実施 ・2時間/回	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	2 20 80% 80%	1 9 100% 100%	B	・夏休み頃に主に小中学生を対象に教室開催を予定していたが、コロナウイルス感染症が市内でまん延していたため中止。 ・R5.3.19開催。

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(2)	③通いの場づくり応援事業における手話教室の実施	障害福祉課 福祉相談課	地域の高齢者団体に対して、健康づくり・介護予防に関するミニ講座（手話教室）を実施  ・30分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	5 60 80% 80%	4 29 97% 100%	A	
	④民生委員対象手話教室の実施	障害福祉課 社会福祉課 他	支部定例会等の機会を利用した手話教室を実施  ・1時間×2回 ・講師：ろう者の講師、設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数	2 30	0 0	C	9月実施予定であったがコロナウイルス感染症の影響で中止となる。
	⑤宍粟市手話フェスタの開催	障害福祉課	条例制定5年を機に、市民が手話を身近に感じ理解を深める機会を作るため、イベントを開催  ★評価・検証、実施方法検討				C	手話フェスタはR3に開催。R4は、こころのバリアフリー展にあわせ、手話に関するブース設置。
	⑥イベントを活用した手話の普及啓発活動	障害福祉課	市内イベント参加者へ手話の普及を図るため、啓発ブース出展  ★市内イベントにおいて、手話ブースの出展（実施状況の評価・検証、取り組み内容の変更・調整）	・出展回数 ・参加人数	1 500	2 215	A	①手話言語の国際デーに合わせ展示ブース設置やライトアップを実施。 ※展示期間中の参加人数は不明。 ②障害者週間の取組の一環として市が開催する展示会（こころのバリアフリー展）で、手話ブースを設置。
	⑦宍粟市で手話検定を開催	障害福祉課	手話学習への意欲向上を図るため、宍粟市で手話検定を実施する  ★検定実施	・実施回数 ・受験者数	1 10	1 12	A	R5/2/5手話検定4級と5級を同日実施。 4級：12名申込 5級：2名申込（1名欠席） ※4級・5級重複受験者1名
(3)	①【職員対象】 公立病院、消防署、教職員を対象した手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	医療、救急、教育関係の業務に従事する職員に対し、手話教室を開催	・実施回数 ・受講者数	4 60	0 0	C	消防2件予定があったがコロナウイルス感染症の影響で中止となる。

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(3)	②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話 教室の実施等	障害福祉課	昼の休憩時間を活用し、手話教室を実施 ・15～20分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数（延べ）	12 120	0 0	C	庁内でのコロナウイルス感染者 が続出したこと、また、昼休み の短時間での実施でありコロナ ウイルス感染対策を十分に行っ たうえで実施することが難しい と考えたため中止。
	③【職員対象】 新規採用職員を対象とし た手話講座の実施	障害福祉課	新規職員を対象に新規職員研修時に手話講座を 実施 ・2時間×1回 ・講師：ろう者の講師、設置手話通訳者	・実施回数 ・実施時間 ・受講者数	1 2	1 1.5 10	A	R4.4実施
(4)	①事業所への啓発	障害福祉課	手話の普及に積極的な事業所を協力事業所とし て登録 ★登録事業者の募集 (評価・検証及びカリキュラムの調整)	・協力事業所登録数	4	0	C	小・中学校向けのカリキュラム で事業所向けに教室を実施。事 業所向けのカリキュラムを手話 講師派遣運営委員会と検討す る。
	②事業所を対象とした手 話教室の実施	障害福祉課	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的 に、事業所に対して手話教室を実施 ・1.5～2時間/回 ★手話講座の実施・ステッカーの配布 (評価・検証及びカリキュラムの調整)	・実施回数 ・受講者数 ・周知回数 ・配布部数	4 80 2 50	2 26 2* 50	C	R4.5、R4.6 商工会ほか事業 所に協力依頼。 *2日間で訪問

施策2	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
施策の方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加する会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する
推進施策	(1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣 (2) 手話通訳者派遣事業の充実 (3) 緊急時等の支援体制構築 (4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築

推進施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
(1) (2)	①意思疎通支援事業 (手話通訳者の派遣)	障害福祉課	ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣  <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者等の派遣調整業務（個人・団体）</li> <li>登録手話通訳者の健康管理業務（保険・けいわん検診）</li> <li>設置手話通訳者の配置</li> <li>庁舎内での手話通訳業務</li> <li>ろう者に対する窓口相談、対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣件数（全）</li> <li>派遣件数（手）</li> <li>登録者数</li> <li>設置通訳者数</li> <li>窓口相談件数</li> <li>受診者数</li> </ul>	770 600 15 2 350 6	676 444 13 1 375 2	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録者1名減</li> <li>設置通訳者1名減。1名奉仕員を設置。</li> <li>コロナの影響あり</li> <li>※キャンセル61件</li> </ul>
(2)	②日中の居場所・交流スペースの提供	障害福祉課	ろう者が自分たちの言語で自由に交流できる居場所を提供する。  ★試験的实施（評価・検証）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数</li> <li>参加者数</li> </ul>		2 36	A	手話言語の国際デー啓発イベント及びこころのバリアフリー展にあわせ手話サロンを実施。
(3)	①災害時の支援体制	障害福祉課 危機管理課	災害時の支援体制の充実について、関係部局と連携、調整  <ul style="list-style-type: none"> <li>市防災訓練への参加調整</li> <li>福祉避難所での意思疎通支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練参加者数</li> <li>福祉避難所参加者数</li> <li>コミュニケーションボードの活用</li> </ul>	4 4 有	3 3 -	A	波賀での防災訓練に参加

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(3)	②緊急時（急病・事故・火事）の派遣体制の構築	障害福祉課	担当課に緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時における派遣体制を構築 ・緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 ・緊急時の対応について、西はりま広域消防本部と連携 ・緊急時対応名簿を作成し宿直室へ設置	・対応件数（派） ・対応件数（設）	85 15	42 14	A	・派遣対応内訳 医療25件、その他17件 ・設置対応内訳 医療3件、その他11件
		障害福祉課 西はりま消防組合	緊急通報が入った際に、円滑に派遣調整が行えるよう、西はりま消防組合と連携して、Net119を利用した緊急通報時の派遣訓練を実施 ★定期的な訓練の実施（訓練内容の評価、実施報告に基づく評価・検証）	・参加者数		13	A	「Net119緊急通報システム登録説明会」と併せ、緊急通報の練習を実施。 ※3/9に2名対象に実施。
	③コミュニケーションボードの作成	障害福祉課 危機管理課	意思疎通を円滑にするため、災害時の避難所や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードを作成 ★買い物用ボードの作成	・設置数 ・配布数	29 100	29 142	B	・市避難所に災害用コミュニケーションボード設置済。 ・買い物用コミュニケーションボード（エコバック）をろうあ協会へ提供済。
	④Net119緊急通報システム利用登録に係る周知・申請サポート	障害福祉課 西はりま消防組合	Net119の利用登録に係る周知及び利用登録サポートを、西はりま消防組合と連携して実施 ★西はりま消防組合と連携し利用登録説明会の実施 ★利用登録のサポートを実施	・登録者数 ・説明会開催回数	25 1	11 2	B	R5.1.29登録説明会を実施。 1月欠席者に対し、3/9にも実施。
	⑤災害時用スカーフの作成	障害福祉課	災害時用に、聴覚に障がいのある人と支援者が使用できるスカーフ（「耳が聞こえません」「手話ができます」など記載）を作成 ※防災訓練で使用	・作成数 ・配布数		150	A	災害用スカーフを作成。 ・避難訓練用、市避難所に設置予定、ろうあ協会には3月の推進会議で配布。
(4)	①ビデオ通話による対応	障害福祉課	ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話で対応 ・設置数 1台 ・設置場所 障害福祉課	・設置箇所 ・設置数 ・相談件数	1 1 48	1 1 14	A	※LINEでの相談多数あり。

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(4)	②ICTを活用した支援体制 の調査・研究	障害福祉課	先進地でも取り組み事例を参考に、宍粟市で実 施可能な方法について調査、研究を実施  ★導入市町の調査結果の評価・検証				C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスを運 用。利用実績なし。</li> <li>・導入市町の調査結果の評価・ 検証未実施。</li> </ul>

施策3	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善
施策の方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する
推進施策	(1) 設置手話通訳者の待遇改善 (2) 手話奉仕員養成講座の実施 (3) 手話通訳者の確保・養成 (4) その他意思疎通支援事業に必要な事業

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(1)	①設置手話通訳者の配置	障害福祉課	庁内の各種手続きへの通訳対応、派遣調整を行うため、手話通訳者を設置 設置手話通訳者の正規職員化  ・設置手話通訳者数 2名 (①週5日、②週4日：6h/日)	・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・訪問対応件数	2 350 10	1 375 10	B	・設置通訳者1名減。1名奉仕員を設置。
(2)	①手話奉仕員養成講座（入門編）の実施	障害福祉課	手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施  ・2時間×20回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施	・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者	20 10 10 3	20 10 5	A	
	②手話奉仕員養成講座（基礎編）の実施	障害福祉課	手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施  ・2時間×22回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施	・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者	22 10 10 2	22 5 5	B	



推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(2)	③手話教室や養成講座受講後の復習用テキストの作成・配布	障害福祉課	手話講座の内容や素材を活用し、手話教室の復習を目的としたパンフレットを製作し、配布 ★パンフレットの作成 ★手話教室受講者へ作成・配布 (評価・検証及び内容の見直し)	・配布数	400	150	C	・手話言語条例のパンフレットを、手話言語の国際デー啓発イベント及びこころのバリアフリー展で配布。 ・手話教室復習用のパンフレットについては、必要な素材等は著作権等の関係で使用が難しい。
(3)	①レベルアップ講座の実施（クラス1）	障害福祉課	手話通訳者養成講座受講予定者又は手話通訳者全国統一試験受験予定者 ・2時間×6回/年 ・講師：兵聴協へ依頼	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	6 10 80% 80%	6 7 100% 100%	A	
	②レベルアップ講座の実施（クラス2）	障害福祉課	手話奉仕員養成講座終了程度 ・2時間×6回/年 ・講師：兵聴協へ依頼	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	6 10 80% 80%	6 6 100% 67%	A	
	③手話通訳者全国統一試験対策講座の実施	障害福祉課	手話通訳者全国統一試験受験者に対して、試験前に対策講座を実施 ・2時間×4回/年	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア） ・合格者数	4 3 80% 80% 3	4 3 100% 100%	A	
	④登録意思疎通支援者現任研修の実施	障害福祉課	登録手話通訳者に対して、（困難事例）事例検討を主とした現任研修を実施 ・2時間×4回/年	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	4 15 80% 80%	3 13 100 100	A	
	⑤登録手話通訳者の有資格化	障害福祉課	適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うため、登録者の有資格化を実施 ★派遣活動調査の実施 ★基準登録者の増員に係る課題把握	・有資格者 ・有資格率	11 73%	10 77%	A	

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評価	課題・改善点
(3)	⑥手話通訳士試験対策講座 の実施	障害福祉課	適切な情報保障及びコミュニケーション支援を 行うために手話通訳者に対して手話通訳士試験 対策講座を実施し、資格取得支援を行う。  ★登録者中、有資格者数の割合が50%に到達 した時点で、実施を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数</li> <li>受講者数</li> <li>理解度（ア）</li> <li>満足度（ア）</li> </ul>	4 10* 80% 80%	4 9 90% 90%	A	R3年度より実施。 *未登録者2名含む。（試験合格 の場合、宍粟市に登録）
(4)	①けいわん検診受診費用公 費負担の実施及び受診率向 上	障害福祉課	けいわん検診受診者に対して、検診費用を負 担、受診率の向上  ・公費負担額 検診費用全額（6,696円/人）  ★全登録者に対して受診勧奨 （受診率向上に向けた方策の検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診者数</li> <li>受診率</li> </ul>	6 50%	2 11%	C	登録している他市町で検診を受 けたほうが検診費の助成等優位 なケースがあり、他市町で受診 されてる方がいる。
	②登録者の資格に応じた派 遣調整の明確化	障害福祉課	資格や経験を積んだ通訳者の派遣が必要な場合 など、資格区分に応じた派遣調整ができるよ う、派遣内容を区分化  ★内規改正、派遣調整マニュアル等の作成				C	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣調整のルールづくりについ ては、登録者が減少しており、資格区 分に応じた派遣調整が難しい状況と なってきたため、現状では臨機 応変な対応が必要となっている。</li> <li>有資格者の報酬単価を見直し。</li> </ul>
	③福祉サービス総合保障保 険の加入	障害福祉課	派遣者の活動中などの事故等の保障を行うた め、福祉サービス総合保障保険（全社協）に加 入  ・加入プラン：Aプラン、感染症補償（新型コ ロナウイルス感染症も対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入の有無</li> <li>保険適用件数</li> </ul>	有 0	有 0	A	R4.3加入済。
	④意思疎通支援事業連絡会 の開催	障害福祉課	登録意思疎通支援者との連絡会を開催し、登録 者及び行政間で派遣事業に係る課題等を情報共 有	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数</li> </ul>	1	1	A	R5.3.12実施。